

第 1 回有識者会議のご指摘を踏まえた 純負担率の分析

内閣官房
人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局

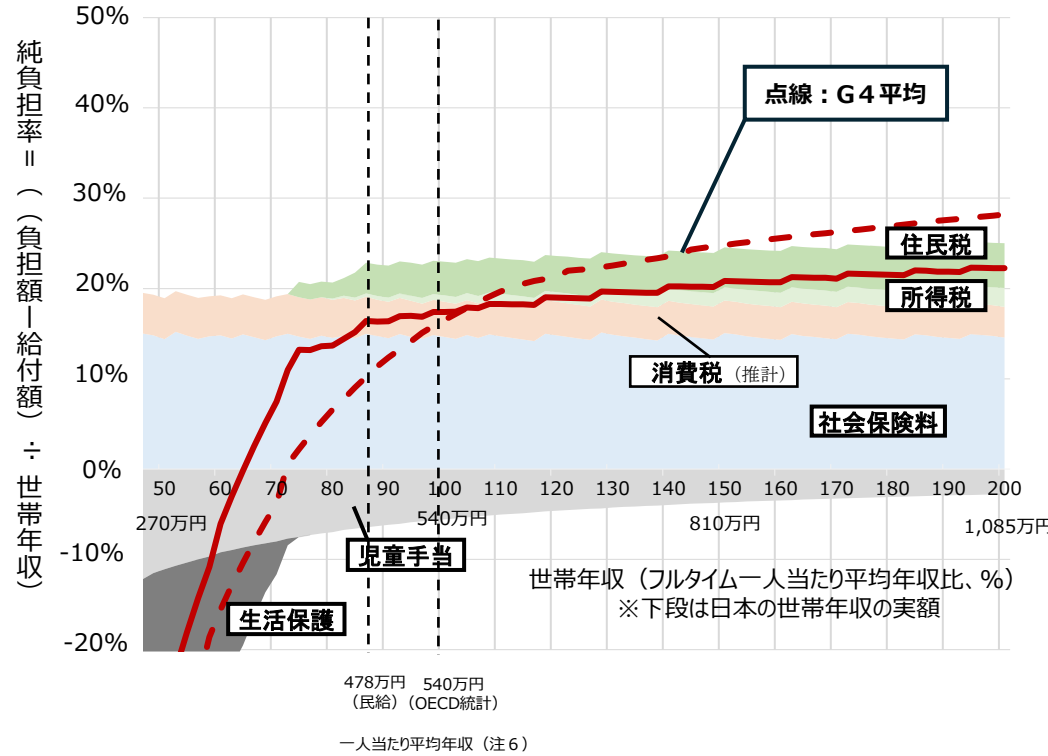
子育て世帯の純負担率（現金給付・国際比較（G4））

夫婦（共働き、被雇用者）
子2人

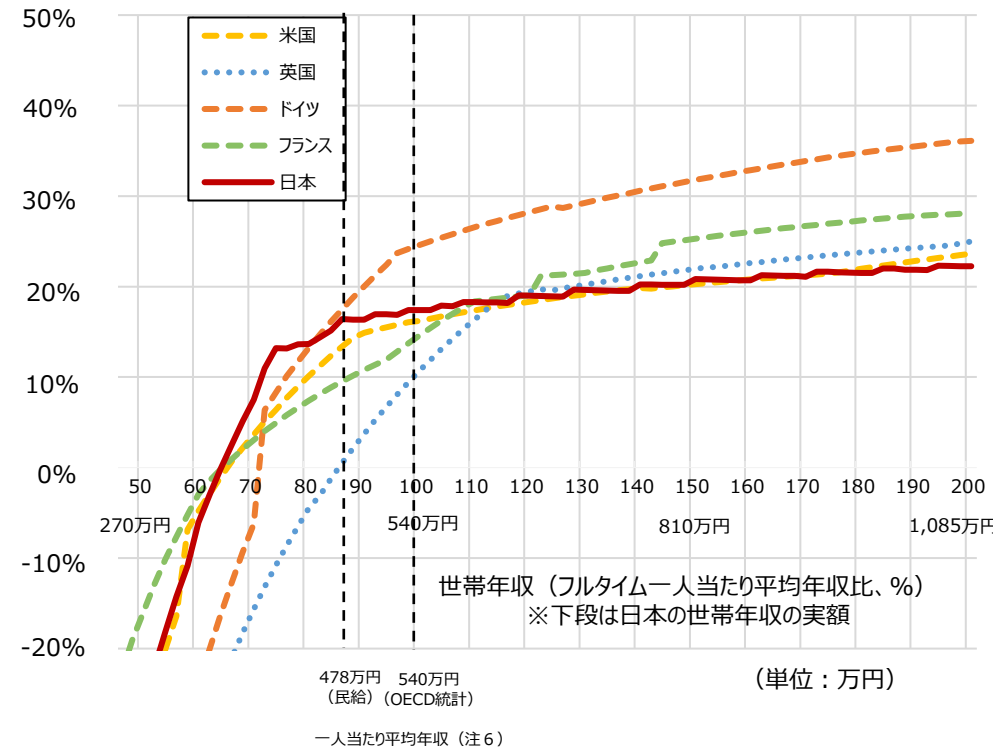
○ 主要国に比べ、世帯年収が一人当たりの平均年収より下の世帯において純負担率は高く、それ以上は低い。

（注）共働きであるが、横軸は一人当たりの平均年収比率で表していることに留意（100%=540万円）。

G4（米・英・独・仏）平均との比較



（参考）国別比較



（注1）夫婦（35歳・共働き）子2人（5歳、2歳）の民間給与所得者として計算している。横軸の世帯年収は、給与収入の金額を表している。

（注2）夫婦各々の給与収入については、1：1で試算している。

（注3）所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。

（注4）社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していると仮定して試算している（被用者負担分のみ）。また、ボーナスを給与3ヶ月分（年2回支給）と仮定して試算している。

（注5）消費税については、給与収入にかかる可処分所得（給与収入－個人所得課税－社会保険料）に、令和6年全国家計構造調査（二人以上勤労者世帯）を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合（標準・軽減税率対象品目別）を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。

（注6）生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき試算している。実際の制度では、世帯収入だけでなく、資産（預貯金・持ち家）の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の要否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは給与収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。

（注7）国税庁「民間給与実態統計調査」（令和6年分）の1年を通じて勤務した給与所得者全体の平均賃金（478万円）とOECD“tax benefit model (version 2.7.1)”で示されているフルタイム相当労働者の平均賃金（540万円）を記載している。

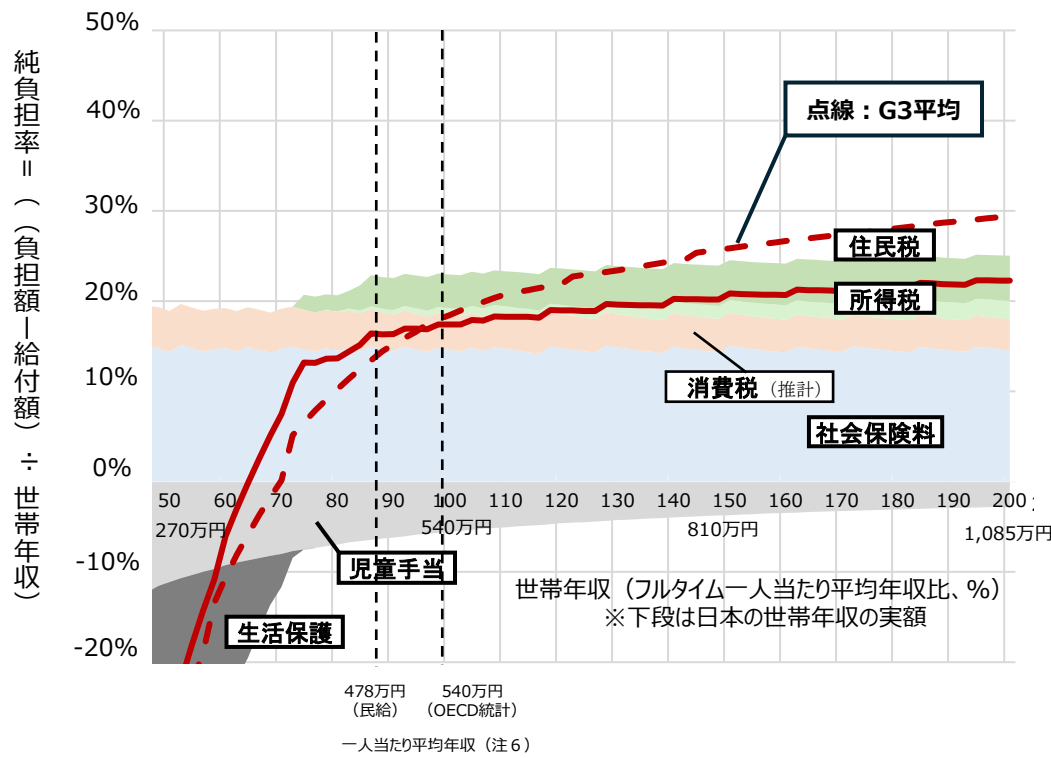
（出所）翁（2026）の手法を基に、内閣官房、子ども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省が作成。

子育て世帯の純負担率（現金給付・国際比較（G3））

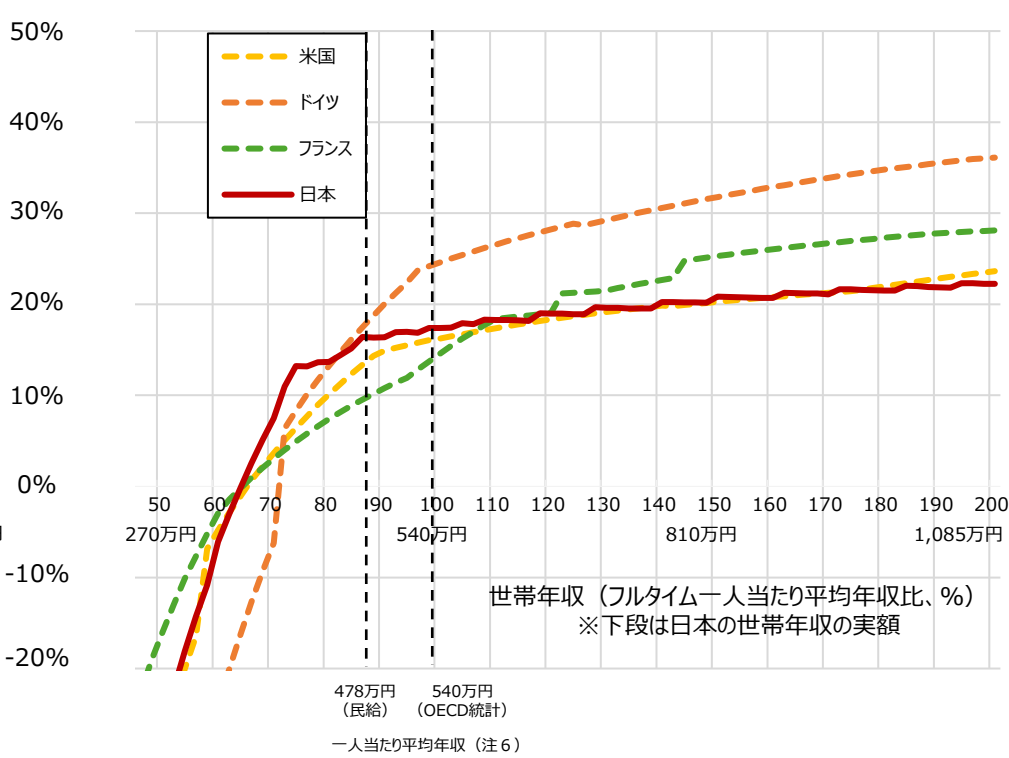
夫婦（共働き、被雇用者）
子2人

○ 主要国に比べ、世帯年収が一人当たりの平均年収より下の世帯において純負担率は高く、それ以上は低い。
（注）共働きであるが、横軸は一人当たりの平均年収比率で表していることに留意（100%=540万円）。

G3（米・独・仏）平均との比較



（参考）国別比較

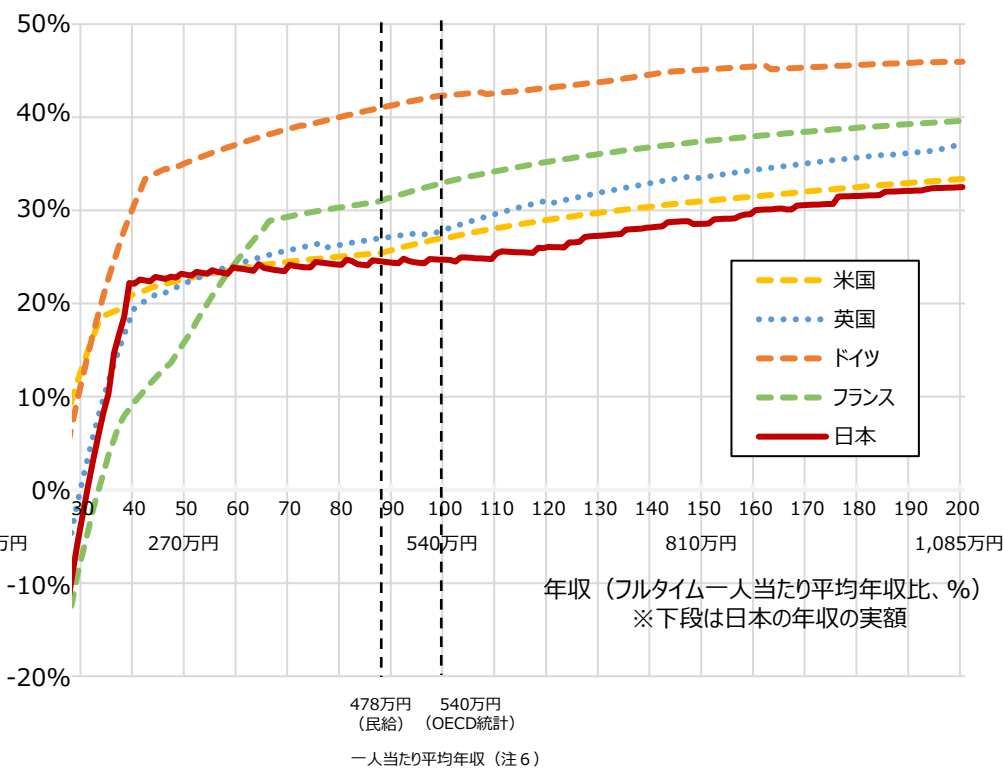
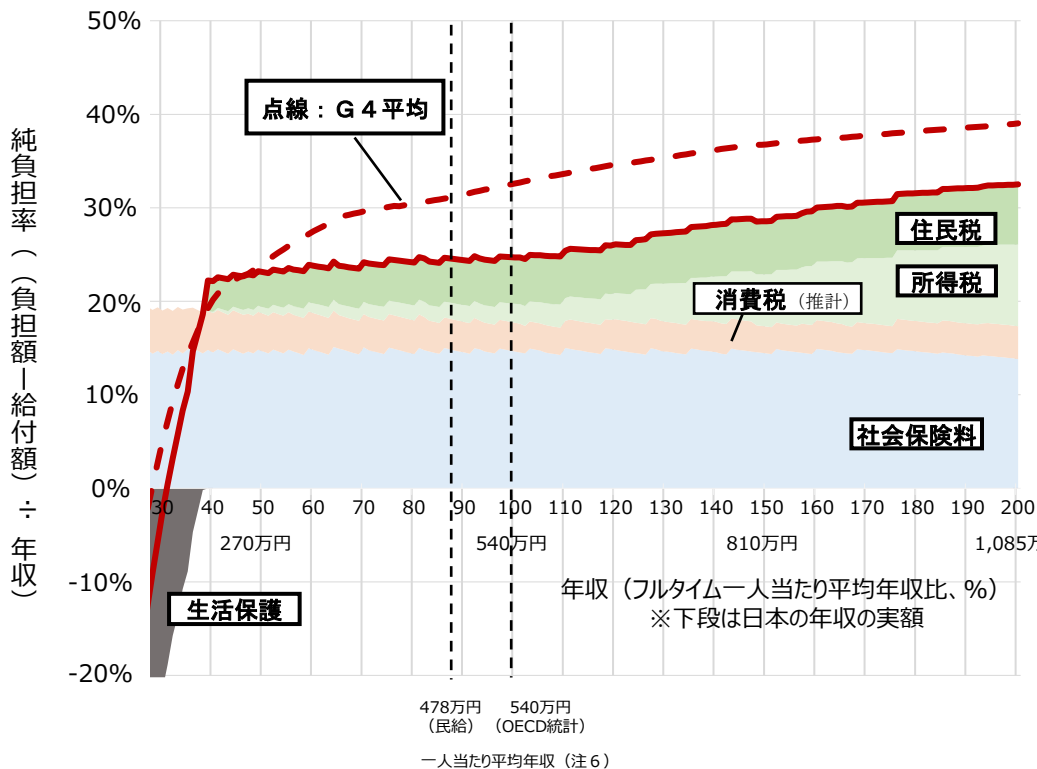


（注1）夫婦（35歳・共働き）子2人（5歳、2歳）の民間給与所得者として計算している。横軸の世帯年収は、給与収入の金額を表している。
 （注2）夫婦各々の給与収入については、1：1で試算している。
 （注3）所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。
 （注4）社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していると仮定して試算している（被用者負担分のみ）。また、ボーナスを給与3ヶ月分（年2回支給）と仮定して試算している。
 （注5）消費税については、給与収入にかかる可処分所得（給与収入-個人所得課税-社会保険料）に、令和6年全国家計構造調査（二人以上勤労者世帯）を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合（標準・軽減税率対象品目別）を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。
 （注6）生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき試算している。実際の制度では、世帯収入だけでなく、資産（預貯金・持ち家）の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の要否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは給与収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。
 （注7）国税庁「民間給与実態統計調査」（令和6年分）の1年を通じて勤務した給与所得者全体の平均賃金（478万円）とOECD“tax benefit model (version 2.7.1)”で示されているフルタイム相当労働者の平均賃金（540万円）を記載している。
 （出所）翁（2026）の手法を基に、内閣官房、子ども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省が作成。

- 一人当たり平均年収以下の負担をみると、最も大きいのは社会保険料。個人住民税・消費税も一定割合を占める。
（注）社会保険はリスク分散であり、給付は保険事故が生じた時に発生する。また、高齢期には老齢年金給付がある。
- 主要国に比べ、一部の収入帯を除き、純負担率は低い。

G4（米・英・独・仏）平均との比較

国別比較



（注1）単身（25歳）の民間給与所得者に該当するものとして試算している。横軸の世帯年収は、給与収入の金額を表している。

（注2）所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。

（注3）社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していると仮定して試算している（被用者負担分のみ）。また、ボーナスを給与3ヶ月分（年2回支給）と仮定して試算している。

（注4）消費税については、給与収入にかかる可処分所得（給与収入－個人所得課税－社会保険料）に、令和6年全国家計構造調査（単身勤労者世帯）を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合（標準・軽減税率対象品目別）を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。

（注5）生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき試算している。実際の制度では、世帯収入だけでなく、資産（預貯金・持ち家）の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の可否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは給与収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。

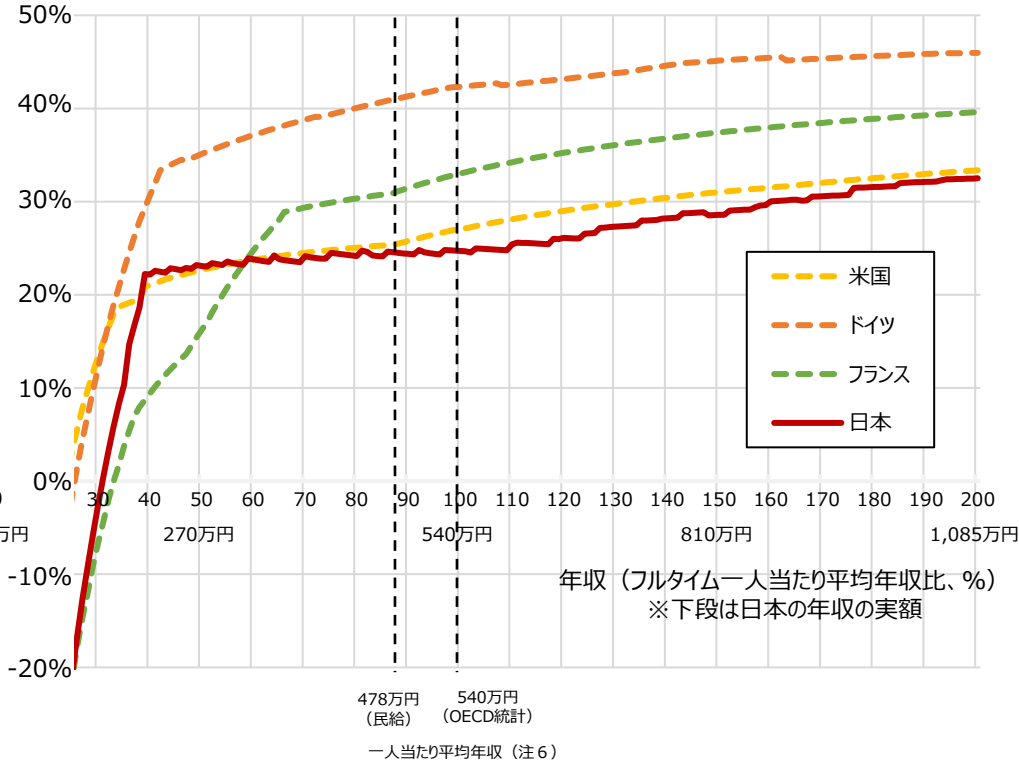
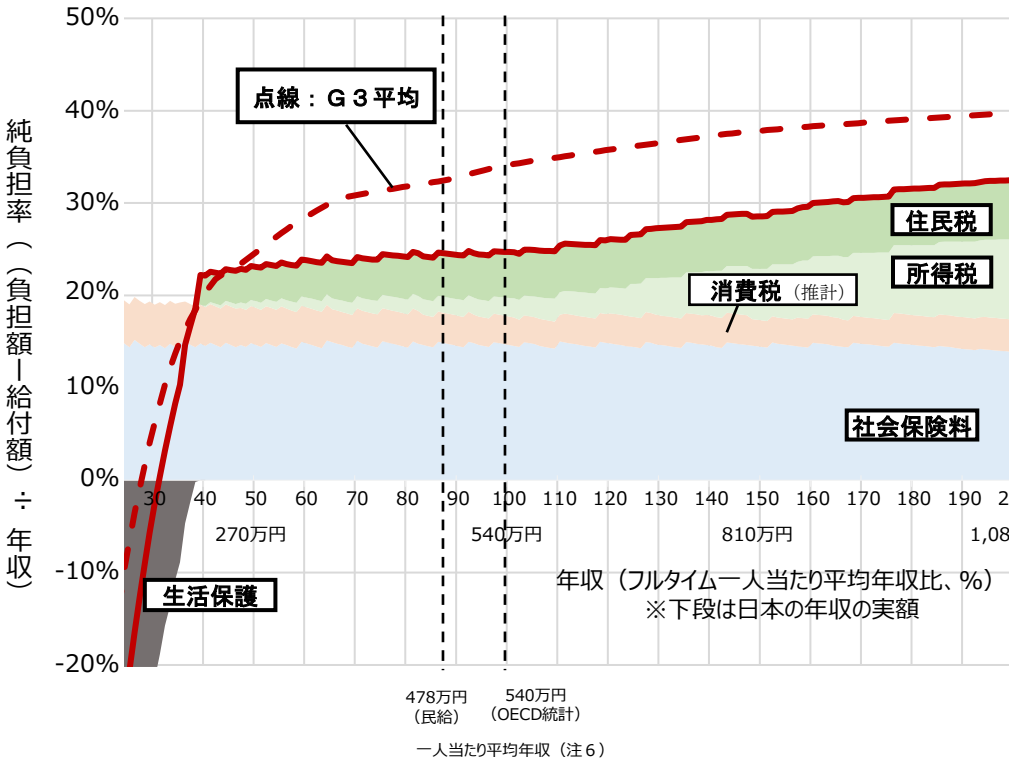
（注6）国税庁「民間給与実態統計調査」（令和6年分）の1年を通じて勤務した給与所得者全体の平均賃金（478万円）とOECD“tax benefit model (version 2.7.1)”で示されている日本のフルタイム相当労働者の平均賃金（540万円）を記載している。

（出所）翁（2026）の手法を基に内閣官房、こども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省が作成。

- 一人当たり平均年収以下の負担をみると、最も大きいのは社会保険料。個人住民税・消費税も一定割合を占める。
（注）社会保険はリスク分散であり、給付は保険事故が生じた時に発生する。また、高齢期には老齢年金給付がある。
- 主要国に比べ、一部の収入帯を除き、純負担率は低い。

G3（米・独・仏）平均との比較

国別比較



(注1) 単身（25歳）の民間給与所得者に該当するものとして試算している。横軸の世帯年収は、給与収入の金額を表している。

(注2) 所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。

(注3) 社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していると仮定して試算している（被用者負担分のみ）。また、ボーナスを給与3ヶ月分（年2回支給）と仮定して試算している。

(注4) 消費税については、給与収入にかかる可処分所得（給与収入-個人所得課税-社会保険料）に、令和6年全国家計構造調査（単身勤労者世帯）を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合（標準・軽減税率対象品目別）を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。

(注5) 生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき試算している。実際の制度では、世帯収入だけでなく、資産（預貯金・持ち家）の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の要否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは給与収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。

(注6) 国税庁「民間給与実態統計調査」（令和6年分）の1年を通じて勤務した給与所得者全体の平均賃金（478万円）とOECD “tax benefit model (version 2.7.1)” で示されている日本のフルタイム相当労働者の平均賃金（540万円）を記載している。

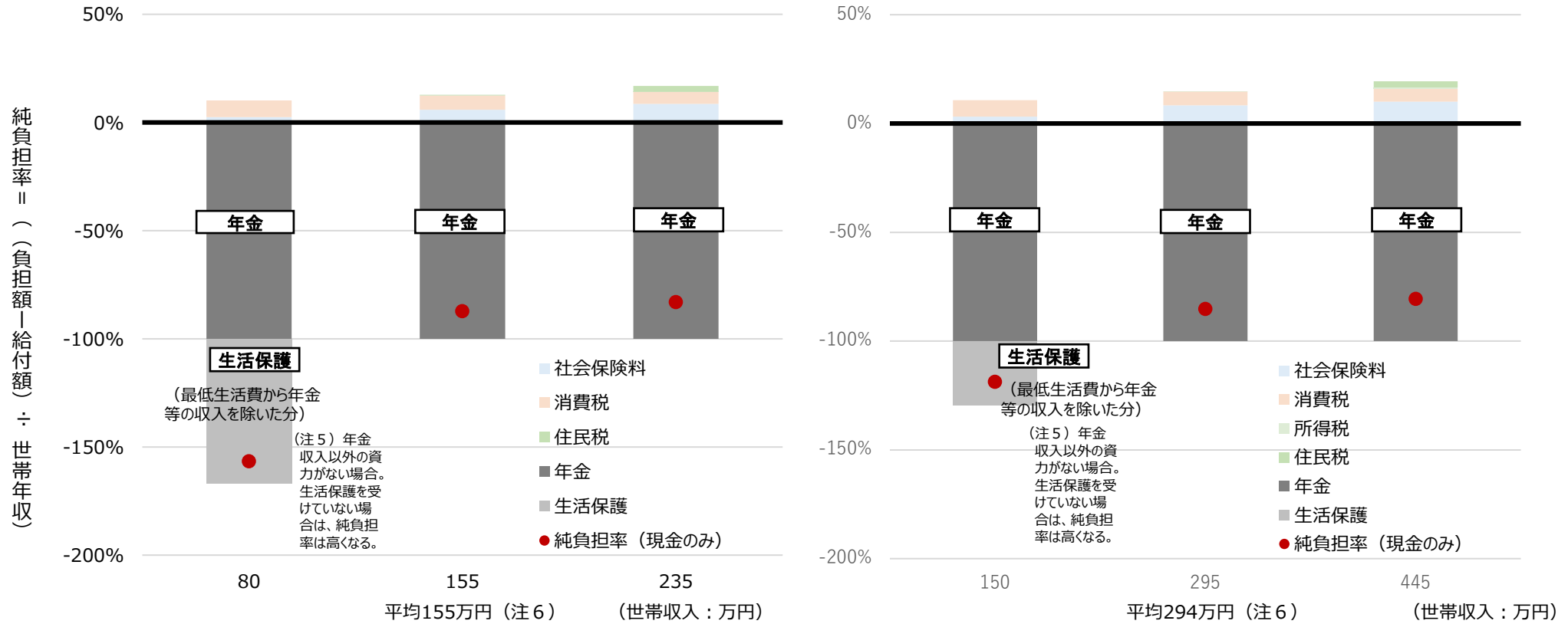
(出所) 翁（2026）の手法を基に内閣官房、こども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省が作成。

高齢者世帯（非就労世帯）の純負担率（現金給付）

○ 年金給付等により受益超過となっている。

高齢単身世帯

高齢夫婦世帯



(注1) 単身(75歳)の年金受給者(非就労世帯)に該当するものとして試算している。世帯年収は、年金収入の金額を表している。
夫婦(75歳)の年金受給者(非就労世帯)に該当するものとして試算している。世帯年収は、年金収入の金額を表している。従たる受給者の年金収入は基礎年金額(満額)で固定し、主たる受給者の年金収入は増減すると仮定。

(注2) 所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。

(注3) 社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、後期高齢者医療制度、介護保険に加入していると仮定して試算している。

(注4) 消費税については、年金収入にかかる可処分所得(年金収入-個人所得課税-社会保険料)に、令和6年全国家計構造調査を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合(標準・軽減税率対象品目別)を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。平均消費性向は、65歳以上単身・二人以上無職世帯のデータを用いている。課税対象割合は、データ制約から、単身・二人以上勤労世帯のデータを用いている。

(注5) 生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき試算している。実際の制度では、年金等の世帯収入だけでなく、資産(預貯金・持ち家)の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の要否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは給与収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。生活保護制度においては、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要(最低生活費)のうち、年金等の収入で満たすことのできない不足分を補う程度に保護を行うこととしている。

(注6) 厚生労働省「年金制度基礎調査(高齢年金受給者実態調査)令和4年」より、65歳以上である単身世帯の平均額、ともに65歳以上である夫婦世帯の平均額を転記している。その平均額を100%として50%及び150%に相当する世帯収入(年金収入)の純負担率を示している(試算の都合上5万円単位の概数)。

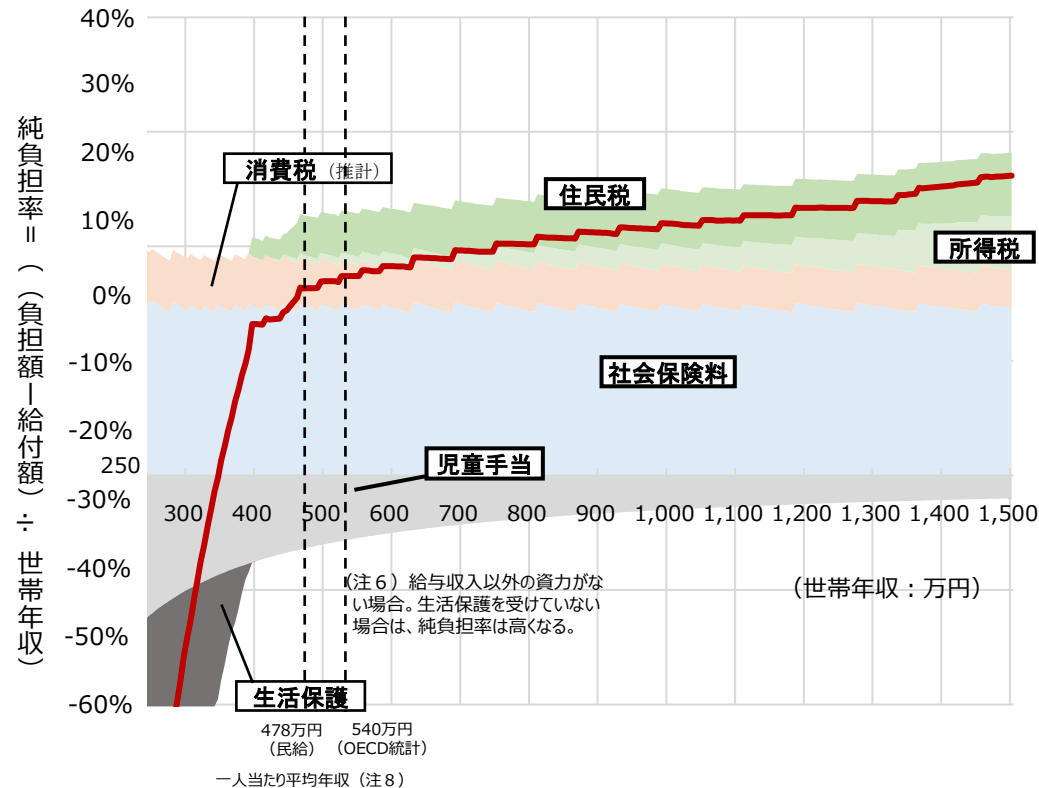
(出所) 翁(2026)の手法を基に、内閣官房、こども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省が作成。

【参考】子育て世帯の純負担率（現金＋現物給付）

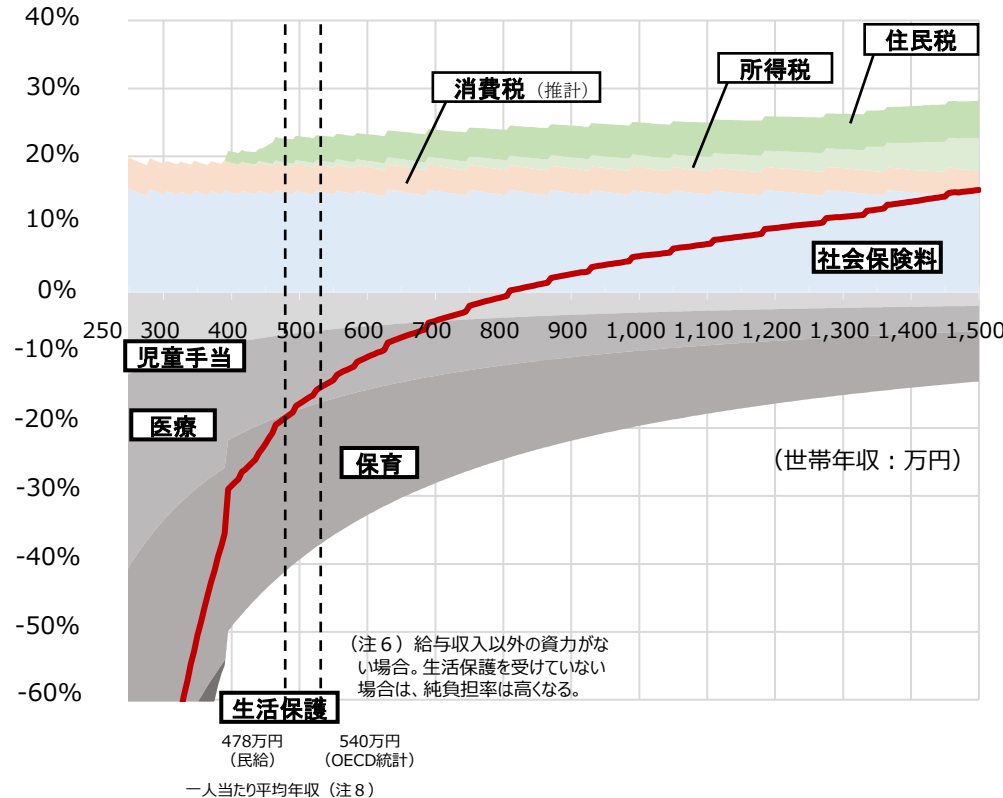
夫婦（共働き、被雇用者）
子2人

- 一人当たり平均年収以下の負担をみると、最も大きいのは社会保険料。個人住民税・消費税も一定割合を占める。
 - 児童手当や保育等、子どもの数等に連動する現金給付・現物給付が純負担率を押し下げている。
- （注）社会保険はリスク分散であり、給付は保険事故が生じた時に発生する。また、高齢期には老齢年金給付がある。

給付 = 現金給付



（参考）給付 = 現金給付 + 現物給付



(注1) 夫婦（35歳・共働き）子2人（5歳、2歳）の民間給与と所得者として計算している。横軸の世帯年収は、給与収入の金額を表している。

(注2) 夫婦各々の給与収入については、1：1で試算している。

(注3) 所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。

(注4) 社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していると仮定して試算している（被用者負担分のみ）。また、ボーナスを給与3ヶ月分（年2回支給）と仮定して試算している。

(注5) 消費税については、給与収入にかかる可処分所得（給与収入-個人所得課税-社会保険料）に、令和6年全国家計構造調査（二人以上勤労者世帯）を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合（標準・軽減税率対象品目別）を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。

(注6) 生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき試算している。実際の制度では、世帯収入だけでなく、資産（預貯金・持ち家）の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の要否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは世帯収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。

(注7) 現物給付については、厚生労働省「ライフサイクルでみた社会保険料及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ」（令和4年度）を基に試算している。具体的には、年齢別に、医療、保育に係る給付額から自己負担分を控除した純給付額を計算し、世帯構成に応じて試算している。純給付額は世帯年収によらず定額としている。

(注8) 国税庁「民間給与実態統計調査」（令和6年分）の1年を通じて勤務した給与所得者全体の平均賃金（478万円）とOECD“tax benefit model (version 2.7.1)”で示されているフルタイム相当労働者の平均賃金（540万円）を記載している。

(出所) 翁（2026）の手法を基に、内閣官房、こども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省が作成。

留意点

- ✓ 年金保険料は負担として計上される一方、将来受け取る年金給付は含まれない。
- ✓ 自治体が独自に行う給付は含まれない。
- ✓ 所得税・個人住民税について、基礎的な人的控除（基礎控除、配偶者控除）以外の各種控除（住宅ローン控除や生命保険料控除等）は加味されていない。
- ✓ 消費税は、給与収入にかかる可処分所得の理論値を基に、平均消費性向等のデータから推計したものとなっている。
それゆえに詳細な世帯類型別のデータがない等の一定のデータ制約がある。
- ✓ 所得税、個人住民税、消費税、社会保険料以外の負担は織り込まれていない。
- ✓ 本分析の対象は被雇用者（給与所得者）・年金受給者（非就労世帯）としているが、国民健康保険・国民年金に加入している自営業者など、被雇用者・年金受給者以外の者の純負担については、本分析で示している純負担とは異なる。
- ✓ 国際比較については、
 - ・ マクロの社会保障給付額及びそれを支える負担額は、社会保障制度の主たる受益者である高齢者の数と支え手である現役世代の数のバランスの影響を大きく受けるが、国ごとに高齢化度合いが異なる
 - ・ 社会保障制度の基本的な考え方（政府の大きさ、公的・民間保険の役割分担等）が異なる
 - ・ 消費税の推計に用いる平均消費性向等について国毎にデータ制約がある
 - ・ 収入以外の要件（資産要件等）が加味されていない

※ 参考として示している現物給付については、

- ・ 給付以外の公共サービスは含まれない
- ・ データ制約により、年齢では異なるが、所得では異なる（定額）と仮定している
- ・ 諸外国の現物給付のデータは得られず、国際比較は行っていない